

2018年3月26日

## KESエコロジカルネットワーク

# 2018年度・取組み基準

特定非営利活動法人 KES環境機構

2018年度の取組みは、「1. 希少植物の生息域外保全活動」、「2. 自社敷地内の緑化活動」、「3. その他生態系保全活動」の3項目とします。

なお、「京都市生物多様性プラン」（「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」）に適用する取組みは「1. 希少植物の生息域外保全活動＝京都市内での活動」のみとします。

### 1. 希少植物（絶滅危惧種等）の生息域外保全活動

#### (1) 2018年度対象植物種

- A. フタバアオイ    B. フジバカマ    C. ヒオウギ    D. キクタニギク  
F. カワラナデシコ    G. アヤメ    H. ワレモコウ    I. クリンソウ

（注：I. クリンソウは、新規の植物。

2018年度は2017年度までのE. オミナエシは扱わない。）

#### (2) 栽培に取り組む植物【別紙1】

- ① A～D、F～Iの希望する種（複数を可とする。）を選択する。  
\* F、H、Iの3種はセット数に制限があり、申込み順とする。
- ② 2014～2017年度に栽培している種の継続栽培も可とする。

#### (3) 栽培の方法

プランター等容器・鉢植え、または事業所内緑地がある場合は、適期にその場所に移植し栽培することも可とする。

【備考】① 植物の株は、すべて京都市内又は隣接市の産地に由来するものです

② 栽培セットの経費は、京都ゆかりの希少植物保全のための事業に活用されています。

③ 栽培指導は、公益財団法人京都市都市緑化協会、一般財団法人葵プロジェクトが行います。

### 2. 敷地内（事業所・学校等）緑化活動

#### 2.1 緑化の種類

- (1) 屋上緑化（建築物の屋上）
- (2) 壁面緑化（建築物の壁面）
- (3) 地上緑化（「樹木・草本の植栽（地面）」、「生け垣」、「駐車区画の緑化」等）

#### (4) 雨庭機能に重点を置く緑化

ここでいう「雨庭」とは、建物の屋根や舗装面などに降った雨水を集め、雨水利用を積極的に行う「雨水浸透型の緑地（庭）」のことで、市街化と気候変動等に伴って都市で必要性が高まっている洪水緩和のほか、水質浄化、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和等の効果が期待できます。グリーン・インフラ（GI）の重要な要素の一つとして注目されています。

[備考] ① 雨庭についての詳細は、冊子「雨庭のすすめ」に掲載されています。

② 雨庭導入のアドバイスのため、事務局から専門家を派遣することも可能です。ただし、別途経費が必要です。

## 2.2 共通基準

① 「緑化面積」（表1の右列）は、3㎡以上とする。（ただし、表1の(4)は、面積の基準を設けない。）

中長期的取組みの場合、最後の1年間における達成（完成）した面積を「緑化面積」とする。

② 樹木その他、草本（1年草を含む）を可とする。

③ 植物は、生物多様性に配慮した推奨在来種リストについての考え方【別紙2-1】を参考に、「推奨在来種リスト」【別紙2-2】記載の在来種を1種以上含むこと。

④ 植物は、外来生物法の規制を受ける「特定外来生物」のほか、生態系等に被害のおそれがある外来種【別紙3】を含まないこと。

[補足] 「特定外来生物」の栽培、混入を避けるとともに、「生態系被害防止外来種リスト」に掲載された「特定外来生物」以外の植物については、新規導入は管理状況を考えて行い、現存のものは逸出等がないよう適切に管理すること。

（敷地が市街地であれば、過剰に心配する必要はありません。）

⑤ 3カ年計画で達成（完成）も可とする。

## 2.3 個別基準

表1 個別基準の概要

	植物の種類	緑化の方法	「緑化面積」等
(1) 屋上緑化	樹木・草本 (1年草を含む)を可とする。	プランター等の容器の組合せ可。	植栽基盤（土壌又は土壌の機能を有する部分、厚さ5cm以上）の面積を、 <u>最大で3分の1以上</u> を植物で覆えば、基盤全体を緑化面積とみなす。

(2) 壁面緑化	つる性植物 (1年草を含む)、ポット苗等。	プランター等につる性植物を植える「登はん型・下垂型」、ポット苗等を壁面に植える「壁面基盤型」によるもの、またはその組み合わせも可とする。	「登はん型・下垂型」(つる性植物)は、 <u>植物が壁面を覆う最大面積</u> を緑化面積とする。「壁面基盤型」は、 <u>植栽基盤</u> を緑化面積とする。
(3) 地上緑化	①樹木・草本 (1年草を含む。)の植栽 (地面) ②生垣は、樹木・竹類の中木 (高さ1m以上3m未満)を、1m当たり2本以上の間隔とする。 ③駐車区画は、地盤を地被植物(シバ、タマリユウ等)で緑化する。	地面で植物を育てる。	①最大の葉張り面積(植物の葉が垂直方向に地面を覆う部分の面積)を緑化面積とする。 ②樹木・竹類の <u>中木の端から端までの長さ(m)×高さ1m</u> を、緑化面積とみなす。 ③1区画当たりの保護材(ブロック等)の面積が <u>3分の2未満</u> のとき、 <u>保護材の面積</u> も緑化面積に含める。
(4) 雨庭機能に重点を置く緑化		①地面の「雨庭」 下記の4機能すべてを有する。(下記注<※1>) A. 集水機能 B. 貯水機能 C. 浸透機能 D. 環境機能 ②地面以外の「雨庭」 舗装面や建物内の場合、プランターを使用することも可。(下記注<※2>)	緑化面積の蓄雨高(下記注<※3>)100mm以上とする。(200mm以上が望ましい。)

注：<※1>地面の「雨庭」では、下記の4機能すべてを有すること

A. 集水機能：建物屋根の雨水のパイプ誘導や地形による雨水の利用。

B. 貯水機能：地面に設けた窪地、雨水タンク等の利用による一時的な雨水の貯水。

C. 浸透機能：浸透性の土壌に改良する、または舗装面を浸透性舗装に替えること等による雨水の地中への浸透。

D. 環境機能：水質浄化（沈殿、土壌によるろ過等）、生物多様性の保全（推奨在来種を複数植栽）、ヒートアイランド現象の緩和、修景（景観の向上）、自然体験や交流の場の提供（人の利用）のいずれかまたは複数。

<※2> 舗装面や建物屋上・中庭・バルコニー等においては、雨水を集め、一時的に貯め、植栽等に活用する仕組みを持ったプランターも、雨庭とみなすことができる。

KESエコロジカルネットワークでは、京都駅ビル内の緑化施設「緑水歩廊」に設置されている「雨庭プランター」（基本モジュールとなる景観・デザインに配慮したプランターを組み合わせ、太陽光発電でポンプアップした雨水を利用し、水耕・礫耕・土耕栽培により、希少植物等を保全・展示。）を推奨モデルとしている。

<※3> 蓄雨高（ちくうだか）

日本建築学会の提唱する概念で、ある区域が、降雨時に一時的に溜められる雨水の量（高さ）。同学会の基準は、事業所敷地全体の蓄雨高 100mm以上（公園緑地は 200mm以上）であるが、KESエコロジカルネットワークの基準では、当面、緑化面積の 100mm以上（200mm以上が望ましい）とする。

[参考] 緑化活動に対する京都市の支援・助成制度

(1) 京都市民有地緑化支援事業

民有地の緑化を進め、まちなかの目に見えるみどりの増加、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成などを目的とした支援事業で、緑地に樹木を植える場合、植栽費用が対象です（表 2 参照）。（平成 29 年度分は申請受付を終了しています。平成 30 年度分の支援概要、受付期間等は未定です。）

上記 2.3(3) 地上緑化の①・②に取り組む京都市内の事業者は、この制度の支援を受けられる可能性があります。H29 年度の条件は別紙資料の京都市民有地緑化支援事業のご案内（パンフレット又は下記の京都市サイト）をご覧ください。

京都市サイト：<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000228428.html>

表 2 京都市民有地緑化支援事業の支援内容（平成 29 年度の場合）

植栽の種類	樹高	数量	支援金額
高木植栽	3.0m以上	1本から	最大50万円までの植栽費用（樹木の購入、構造物の撤去等は申請者負担）。
中木植栽	1.5m以上3.0m未満	1本から	
生け垣植栽	0.3m以上1.5m未満	延長1mから	

緑化支援の対象となるもの（平成29年度の場合）

- (1) 京都市の緑化重点地区（市街化区域）内で民有地における新規緑化であること
- (2) 原則、幅員が4m以上の公衆用道路に面していること
- (3) 高さ30cm以上樹木の植栽であること（樹木の高さ1.5m未満の低木は、生け垣状のもの）
- (4) 原則、道路から建築物前面の間での緑化であり、道路から容易に見通せるもの
- (5) 植栽後、5年以上適切に育成管理できること

※生け垣植栽は、樹高によって、1mあたりに植える樹木の本数に決まりがあります。

※既存樹木を植替えするもの、道路から緑化する樹木が見通せないもの、プランターによる緑化などは対象となりません。

【問合せ先】京都市建設局みどり政策推進室 緑化推進担当 電話075-741-8600

## (2) 「雨水貯留施設」「雨水浸透ます」設置助成金制度

京都市では、近年多発する局地的な集中豪雨や台風接近に伴う大雨により、大量の雨水が市街地に流れ出す「都市型水害」の発生を防ぐため、「雨水貯留施設」「雨水浸透ます」を設置していただけるよう助成金制度を設けています。（表3参照）

表3 1基あたりの助成金額（平成30年度の場合）

施設の種類	上限額	助成対象経費	備考
ア 雨水貯留施設 （雨水タンク等）	37,500円	（購入費用＋設置工事費用）の3/4	貯留容量： 80ℓ以上
イ 雨水浸透ます		25,000円	新たに雨水浸透ますを設置
ウ 雨水浸透ます	①70,000円 ②30,000円	①設置工事費用 ②付帯工事費用	雨水ますを雨水浸透ますに取り替え

備考：各施設とも、1つの建築物につき4基を上限とします。

購入及び設置前に事前相談が必要となります。

雨水貯留施設の設置工事費用に係る助成金額は10,000円を上限とします。

【問合せ先】京都市上下水道局下水道部管理課（電話075-672-7822）

詳細は下記URLを参照ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000231404.html>

### 3. その他の生態系保全活動

上記1および2項は、自社（団体）敷地の中での取組みですが、外で行う下記3.1、3.2及び3.3項における生態系保全活動も本KESエコロジカルネットワークの取組みとします。

#### 3.1 まちなかの緑化活動

＜市街地の公共的、半公共的な場所の緑化活動に継続的に参加する。＞

次のような活動が挙げられる。

＊御池通スポンサー花壇事業（京都市建設局みどり政策推進室）

#### 3.2 里山里地保全活動

＜都市住民が受けてきた生態系サービスの源泉である京都三山などの里山里地の環境を保全する活動に参加する。＞

①（公社）京都モデルフォレスト協会が実施する事業について、継続的に参画する。次のような活動が挙げられる。

＊特定の森林をフィールドとして設定し、森林所有者や地元、行政、協会と森林保全に関する協定を締結するなど、継続的な活動に参画する。

＊その他、（公社）京都モデルフォレスト協会が実施するセミナーや体験活動などの行事に年2回以上参加する。

② 宝が池（左京区）周辺の各種団体・施設・大学・京都市などで作る「宝が池の森再生保全協議会」の活動に継続的に参加する。次のような活動が挙げられる。

＊外来種・ナラ枯れ被害木の伐採等の保全活動、学習会等に年2回以上参加する。

＊鹿による食害から希少植物を含む植生を保護するために防鹿柵の設置を行う『宝の方舟』プロジェクトへの寄付を行う。（寄付金控除等の制度あり。）

〔備考〕一定区域の植物を保護するパッチディフェンスという手法です。保護区域の植物は、鹿が将来的に除去された後の生態系再生に役立ちます。京都府立大学森林計画学研究室を通じて寄付していただきます。（1セット約40万円。1口約5万円で計8口の寄付申し出が集まった時点で寄付することも可。）

③ 京都市有林である「合併記念の森（右京区京北）」では、全体構想に基づき、百年の森づくりが進められており、次のような森づくり活動に継続的に参画する。

＊合併記念の森では、生物多様性の保全に配慮し、生き物があふれる森林をつかっていこうというコンセプトで、平成24年度から「繋げる森づくりプロジェクト」と題し、市民や企業等が参画する森づくりが行われており、年2回程度開催される活動に参加する。

＊合併記念の森において、森づくり活動を行う意思がある企業等については、京都市

と森づくり実施に関する協定を締結し、協定に基づく森づくり（和の花の自生など）を進める。

- ④ 京都市立明德小学校（左京区）の学校林「わきの山」におけるチマキザサ保全活動に継続的に参加する。

### 3.3 KES エコロジカルネットワークの生物多様性保全活動への継続参加

<KES エコロジカルネットワークが推薦する生物多様性保全活動に参加する。>

KES エコロジカルネットワーク事務局に情報提供先（メールアドレスかFAX 番号）をご登録いただき、随時ご案内する参加可能な行事の中から年 3 回以上参加する。

【2017 年度の例】

2018 年 3 月 17 日（土）「キクタニギクの咲く菊溪川の再生へ」（京都伝統文化の森推進協議会及び京都市主催）（本KESエコロジカルネットワーク参加団体が育成したキクタニギクの株を活用。）

以上